

指定管理予定者の審査結果及び選定理由

<大阪市立西三国センター>

(1) 審査結果

団体名	評価項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
西三国 センター 管理運営 委員会	○施設設置目的の達成・利用促進	(50)	40	46	50	89.7
	施設の管理運営	(25)	20	25	25	
	事業計画	(15)	13	13	15	
	施設の有効活用	(10)	7	8	10	
	○管理経費の縮減・収支計画	(30)	28	30	25	
	収支計画・妥当性	(10)	8	10	5	
	提案金額	(20)	20	20	20	
	○申請団体	(10)	5	10	5	
	適格性・実績等	(10)	5	10	5	
	○社会的責任・市の施策との整合	(10)	10	10	10	
	環境配慮・個人情報保護・人権研修	(10)	10	10	10	
	合計	(100)	83	96	90	

(2) 選定理由

大阪市立西三国センターの指定管理予定者選定にあたっては、1 団体から申請がありました。

選定会議において、申請団体からの事業計画書等について、大阪市立共同利用施設条例第 14 条に規定するによる選定基準に基づき、総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、西三国センター管理運営委員会は指定管理予定者として適当であると判断しました。

- ・ 事業計画は概ね本市の求めるものを満たしていると判断できる。特に、衛生管理について期待が持てる内容であった。

(附帯意見)

- ・ 様々な世代が利用しやすい施設であるために、現役世代等が運営へ参画できるような取り組みも検討されたい。
- ・ 地域行事に関わる貢献など、これまでの経験を活かし、地域社会におけるコミュニティ形成の役割を果たされることを期待する。

<大阪市立三国センター>

(1) 審査結果

団体名	評価項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
三国センター管理運営委員会	○施設設置目的の達成・利用促進	(50)	38	43	42	82.3
	施設の管理運営	(25)	19	23	20	
	事業計画	(15)	12	13	12	
	施設の有効活用	(10)	7	7	10	
	○管理経費の縮減・収支計画	(30)	28	28	20	
	収支計画・妥当性	(10)	8	8	0	
	提案金額	(20)	20	20	20	
	○申請団体	(10)	5	10	10	
	適格性・実績等	(10)	5	10	10	
	○社会的責任・市の施策との整合	(10)	7	6	10	
	環境配慮・個人情報保護・人権研修	(10)	7	6	10	
	合計	(100)	78	87	82	

(2) 選定理由

大阪市立三国センターの指定管理予定者選定にあたっては、1団体から申請がありました。

選定会議において、申請団体からの事業計画書等について、大阪市立共同利用施設条例第14条に規定するによる選定基準に基づき、総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、三国センター管理運営委員会は指定管理予定者として適当であると判断しました。

- ・ 事業計画は概ね本市の求めるものを満たしていると判断できる。特に高齢者等への配慮の記載など、期待が持てる内容であった。

(附帯意見)

- ・ 様々な世代が利用しやすい施設であるために、現役世代等が運営へ参画できるような取り組みも検討されたい。
- ・ 利用者数が多いセンターであり、これまでの経験を活かし、地域の拠点施設として有効活用されるような管理運営を期待する。

＜大阪市立東三国センター＞

(1) 審査結果

団体名	評価項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
東三国 センター 管理運営 委員会	○施設設置目的の達成・利用促進	(50)	38	40	40	81.3
	施設の管理運営	(25)	18	20	15	
	事業計画	(15)	13	13	15	
	施設の有効活用	(10)	7	7	10	
	○管理経費の縮減・収支計画	(30)	27	27	20	
	収支計画・妥当性	(10)	7	7	0	
	提案金額	(20)	20	20	20	
	○申請団体	(10)	10	10	5	
	適格性・実績等	(10)	10	10	5	
	○社会的責任・市の施策との整合	(10)	7	10	10	
	環境配慮・個人情報保護・人権研修	(10)	7	10	10	
	合計	(100)	82	87	75	

(2) 選定理由

大阪市立東三国センターの指定管理予定者選定にあたっては、1団体から申請がありました。

選定会議において、申請団体からの事業計画書等について、大阪市立共同利用施設条例第14条に規定するによる選定基準に基づき、総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、東三国センター管理運営委員会は指定管理予定者として適当であると判断しました。

- ・ 事業計画は概ね本市の求めるものを満たしており、地域の活動拠点施設としての運営を問題なく担えると判断できる。特に、高齢者等への配慮や感染症対策の記載に期待が持てる内容であった。

(附帯意見)

- ・ 管理人のバックアップ体制の構築には十分配慮されたい。
- ・ 様々な世代が利用しやすい施設であるために、現役世代等が運営へ参画できるような取り組みも検討されたい。
- ・ これまでの経験を活かし、指定管理者として地域社会に貢献してほしい。

<大阪市立北中島センター>

(1) 審査結果

団体名	評価項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
北中島 センター 管理運営 委員会	○施設設置目的の達成・利用促進	(50)	39	45	50	89.0
	施設の管理運営	(25)	20	25	25	
	事業計画	(15)	12	13	15	
	施設の有効活用	(10)	7	7	10	
	○管理経費の縮減・収支計画	(30)	28	28	25	
	収支計画・妥当性	(10)	8	8	5	
	提案金額	(20)	20	20	20	
	○申請団体	(10)	10	10	5	
	適格性・実績等	(10)	10	10	5	
	○社会的責任・市の施策との整合	(10)	7	10	10	
	環境配慮・個人情報保護・人権研修	(10)	7	10	10	
	合計	(100)	84	93	90	

(2) 選定理由

大阪市立北中島センターの指定管理予定者選定にあたっては、1団体から申請がありました。

選定会議において、申請団体からの事業計画書等について、大阪市立共同利用施設条例第14条に規定するによる選定基準に基づき、総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、北中島センター管理運営委員会は指定管理予定者として適当であると判断しました。

- ・ 事業計画は概ね本市の求めるものを満たしており、管理運営体制においても適切な運営を行えると判断できる。特に、感染症対策の記載に期待が持てる内容であった。

(附帯意見)

- ・ 様々な世代が利用しやすい施設であるために、現役世代等が運営へ参画できるような取り組みも検討されたい。
- ・ これまでの経験を活かし、指定管理者として地域社会に貢献してほしい。

<大阪市立西中島センター>

(1) 審査結果

団体名	評価項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
西中島センター管理運営委員会	○施設設置目的の達成・利用促進	(50)	36	37	40	79.7
	施設の管理運営	(25)	18	17	18	
	事業計画	(15)	11	13	12	
	施設の有効活用	(10)	7	7	10	
	○管理経費の縮減・収支計画	(30)	28	28	25	
	収支計画・妥当性	(10)	8	8	5	
	提案金額	(20)	20	20	20	
	○申請団体	(10)	10	10	5	
	適格性・実績等	(10)	10	10	5	
	○社会的責任・市の施策との整合	(10)	7	6	7	
	環境配慮・個人情報保護・人権研修	(10)	7	6	7	
	合計	(100)	81	81	77	

(2) 選定理由

大阪市立西中島センターの指定管理予定者選定にあたっては、1団体から申請がありました。

選定会議において、申請団体からの事業計画書等について、大阪市立共同利用施設条例第14条に規定するによる選定基準に基づき、総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、西中島センター管理運営委員会は指定管理予定者として適当であると判断しました。

- ・ 事業計画は概ね本市の求めるものを満たしていると判断できる。

(附帯意見)

- ・ 管理人のバックアップ体制の構築には十分配慮するとともに、環境への配慮として、消耗品の購入に当たっては再生品の選定を考慮されたい。
- ・ 連携や広報を通じた利用促進、利便性の向上を期待する。
- ・ 様々な世代が利用しやすい施設であるために、現役世代等が運営へ参画できるような取り組みも検討されたい。
- ・ これまでの経験を活かし、指定管理者として地域社会に貢献してほしい。

<大阪市立宮原センター>

(1) 審査結果

団体名	評価項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
宮原 センター 運営 委員会	○施設設置目的の達成・利用促進	(50)	37	40	40	83.0
	施設の管理運営	(25)	18	20	20	
	事業計画	(15)	12	13	10	
	施設の有効活用	(10)	7	7	10	
	○管理経費の縮減・収支計画	(30)	27	28	25	
	収支計画・妥当性	(10)	7	8	5	
	提案金額	(20)	20	20	20	
	○申請団体	(10)	10	10	5	
	適格性・実績等	(10)	10	10	5	
	○社会的責任・市の施策との整合	(10)	7	10	10	
	環境配慮・個人情報保護・人権研修	(10)	7	10	10	
	合計	(100)	81	88	80	

(2) 選定理由

大阪市立宮原センターの指定管理予定者選定にあたっては、1団体から申請がありました。

選定会議において、申請団体からの事業計画書等について、大阪市立共同利用施設条例第14条に規定するによる選定基準に基づき、総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、宮原センター運営委員会は指定管理予定者として適当であると判断しました。

- ・ 事業計画は概ね本市の求めるものを満たしていると判断できる。特に、高齢者への配慮等、利用者とのコミュニケーションを通じた利用促進の記載など、期待が持てる内容であった。

(附帯意見)

- ・ 管理人のバックアップ体制の構築には十分配慮されたい。
- ・ 様々な世代が利用しやすい施設であるために、現役世代等が運営へ参画できるような取り組みも検討されたい。
- ・ これまでの経験を活かし、指定管理者として地域社会に貢献してほしい。

<大阪市立啓発センター>

(1) 審査結果

団体名	評価項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
啓発センター 管理運営 委員会	○施設設置目的の達成・利用促進	(50)	40	45	45	83.0
	施設の管理運営	(25)	20	25	23	
	事業計画	(15)	13	13	12	
	施設の有効活用	(10)	7	7	10	
	○管理経費の縮減・収支計画	(30)	27	29	20	
	収支計画・妥当性	(10)	7	9	0	
	提案金額	(20)	20	20	20	
	○申請団体	(10)	5	10	5	
	適格性・実績等	(10)	5	10	5	
	○社会的責任・市の施策との整合	(10)	7	6	10	
	環境配慮・個人情報保護・人権研修	(10)	7	6	10	
	合計	(100)	79	90	80	

(2) 選定理由

大阪市立啓発センターの指定管理予定者選定にあたっては、1団体から申請がありました。

選定会議において、申請団体からの事業計画書等について、大阪市立共同利用施設条例第14条に規定するによる選定基準に基づき、総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、啓発センター管理運営委員会は指定管理予定者として適当であると判断しました。

- ・ 事業計画は概ね本市の求めるものを満たしていると判断できる。

(附帯意見)

- ・ 環境への配慮として、消耗品の購入に当たっては再生品の選定を考慮されたい。
- ・ 自主事業の実施により、施設が有効活用されることを期待する。
- ・ 様々な世代が利用しやすい施設であるために、現役世代等が運営へ参画できるような取り組みも検討されたい。
- ・ これまでの経験を活かし、指定管理者として地域社会に貢献してほしい。

<大阪市立柴島センター>

(1) 審査結果

団体名	評価項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
柴島 センター 管理運営 委員会	○施設設置目的の達成・利用促進	(50)	42	47	45	89.0
	施設の管理運営	(25)	20	25	23	
	事業計画	(15)	14	15	12	
	施設の有効活用	(10)	8	7	10	
	○管理経費の縮減・収支計画	(30)	28	30	25	
	収支計画・妥当性	(10)	8	10	5	
	提案金額	(20)	20	20	20	
	○申請団体	(10)	5	10	5	
	適格性・実績等	(10)	5	10	5	
	○社会的責任・市の施策との整合	(10)	10	10	10	
	環境配慮・個人情報保護・人権研修	(10)	10	10	10	
	合計	(100)	85	97	85	

(2) 選定理由

大阪市立柴島センターの指定管理予定者選定にあたっては、1団体から申請がありました。

選定会議において、申請団体からの事業計画書等について、大阪市立共同利用施設条例第14条に規定するによる選定基準に基づき、総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、柴島センター管理運営委員会は指定管理予定者として適当であると判断しました。

- ・ 事業計画は概ね本市の求めるものを満たしていると判断でき、施設の有効活用が期待される。

(附帯意見)

- ・ 様々な世代が利用しやすい施設であるために、現役世代等が運営へ参画できるような取り組みも検討されたい。
- ・ これまでの経験を活かし、指定管理者として地域社会に貢献してほしい。